

第2次横浜市大都市自治研究会答申（概要）

1 答申の趣旨

2013年10月4日に「第30次地方制度調査会の答申、道州制など新たな地方分権体制に係る動向、その他、社会経済情勢の変化などを踏まえた横浜市にふさわしい地方自治制度のあり方」について諮問されたことを受け、横浜市を取り巻く社会経済情勢や、国における地方分権の取組などを踏まえた上で、横浜市にふさわしい地方自治制度のあり方について調査・審議を行い、答申として取りまとめた。

2 答申の骨子

I 横浜市を取り巻く社会経済情勢

人口減少・超高齢社会の到来、公共施設の保全・更新需要の増大、東京一極集中などの影響が深刻化している。東京圏に位置する横浜市においても、東京都区部への一極集中の影響を受けている。東京都区部だけでなく、大規模な都市が核となり、社会活動や経済活動を牽引していくことが、日本全体の経済発展の底上げにつながる。

II 横浜市にふさわしい地方自治制度

1 特別自治市制度について

(1) 特別自治市の必要性

- 特別自治市の実現により、大都市が日本全体の経済の発展を支える好循環の拠点となることが期待される。また、産業構造の変化に伴い、身近な行政サービスの拡充や市民との協働の拡充等といった行政機能の発揮が求められる。
- 特別自治市は、近隣自治体との連携を一層進めることで、地方創生を牽引する役割を果たすことが期待される。
- 特別自治市が横浜市に最もふさわしい地方自治制度であり、今後、より具体的な特別自治市制度の設計案の提示が求められる。

(2) 第30次地方制度調査会答申で示された課題

- 第30次地方制度調査会答申で示された「住民代表機能のある区の必要性」「警察事務の分割による広域犯罪対応への懸念」「すべての道府県税・市町村税を賦課徴収することによる近隣自治体への影響」の3つの課題は、対処策を検討・提示し得る。

ア 住民代表機能を持つ区の必要性

- 特別自治市では、区における意思決定機能の拡充が不可欠であり、横浜市が先駆的に運用してきた仕組みを進化させ、区行政を民主的にチェックする仕組みを設置するべきである。
- 大都市経営を一体的に行う観点から、区長の位置付けは、公選ではなく、議会の同意を得て市長が選任する特別職とすることが望ましい。
- 今後、区長の権限、議会機能のあり方、住民参画などの仕組みについて、さらに具体的な制度設計を行う必要がある。特別自治市制度の実現を見据え、現行制度においても、総合区制度も含め、区のあり方を継続的に検討する必要がある。

イ 警察事務の分割による広域犯罪対応

- 地域防犯対策、交通関連事務、消費者被害対策などは、特別自治市がより主体的に担うことにより効率的・総合的な対応が可能となり、行政サービスが向上する効果が高い。具体的な制度設計にあたっては、現在の都道府県警察に移行した経過や、地方自治法施行令により公安委員会が行政委員会の共同設置の例外になっていることを踏まえた検討も必要である。
- 現在の県警察の分割を前提としない制度設計とすれば、広域犯罪対応における懸念は解消できる。

ウ 全道府県税・市町村税を賦課徴収することによる近隣自治体への影響

- 県税額の市町村別構成比と人口構成比の割合や、県内市町村の財政力指数からは、神奈川県内には税源の地域的な偏在性はなく、横浜市だけが財政的に突出していないため、横浜市が特別自治市になることで、県内の横浜市以外の地域の利益が損なわれる状態とは言えない。
- 今後、県内市町村に対する神奈川県行政サービスの提供に影響を及ぼさない詳細な制度設計が必要である。さらなる分析を行った上で、神奈川県と協議していくことが望ましい。
- 特別自治市において著しく歳入が超過する状況が恒常的に見込まれる場合には、横浜市と神奈川県の間で交付金などによる調整を行うことで、近隣自治体への影響を回避することが可能である。

2 当面の取組について

- 特別自治市制度の具体的な制度設計を進め、法制化に結び付けることが求められる。
- 現行制度下においても、市民生活の向上につながる事務を優先して権限移譲を実現させるとともに、都市内分権についても、総合区制度も含め、区のあり方や住民自治の強化について、引き続き検討を進め、可能な取組は先行して実施していくべきである。